

令和6年度運動方針及び事業計画



1 マスマスきれい応援隊のしくみづくりと推進

主に道路の植栽柵などの清掃や除草、花植え、散水等を行い世話をする市民、団体等へ呼びかけを行い、美しく誇れるまちづくりを推進します。

2 まちを美しくする運動部会

市民の住みよい美しいまちづくりを推進します。

- (1)毎月第3日曜日を「ヤーマールの清掃の日」として呼びかけ・広報を行います。
- (2)市内各自治会・事業所等へ幅広く呼びかけを行い、まちなか清掃を推進します。



3 花と緑いっぱい運動部会

市民の豊かな心を育む花と緑があふれるまちづくりを推進します。

- (1)団体等の自主的な花と緑いっぱい運動を支援します。
- (2)ガーデニングセミナー等を開催し、市民の花の育苗・緑化活動を支援します。



4 公德心を高める運動部会

児童生徒のまちづくりに対する関心を高め、市民憲章の涵養を図ります。

- (1)学校設置の古い市民憲章板を更新し、市民憲章の普及・啓発に努めます。
- (2)子どもまちづくりワークショップ等を開催し、まちづくりに対する関心を高めます。



5 健康づくりを推進する運動部会

市民の健康増進を推進します。

- (1)健康づくりウォーキングイベントを開催し、市民の健康増進を支援します。
- (2)食をテーマとした健康増進運動に取り組みます。
- (3)ラジオ体操への積極的な参加を支援します。



6 市民憲章運動実践校の支援(令和5・6年度)

次のこども園・幼稚園及び学校を実践校として指定し、市民憲章運動の取り組みを支援します。

実践校(1園2校): かびらこども園 伊野田小学校 川平小中学校

7 市民憲章の広報普及活動の推進

- (1)憲章碑研磨・土台工事を行います。
- (2)シンボルマークの制定を行います。
- (3)市民憲章の「唱和」や「市民憲章のうた」の活用を積極的に行います。
- (4)「広報いしがき」・新聞・ラジオ・TV・HP等を活用して市民憲章運動を市民に広報します。
- (5)市民憲章のスラムニ版の普及促進に努めます。
- (6)2030年に向けて世界が合意したSDGs(持続可能な開発目標)を推進し、持続可能な社会をつくるための取り組みを推進します。



8 市民憲章運動実践者の表彰

市民憲章運動に功績のあった個人及び団体等について表彰します。

9 賛助会員の拡大

市内の団体・事業所等へ賛助会員への加入を依頼し、運営資金の増収を図ります。